

# 大阪府断酒会ホームページ運営規程

## 第1条（趣旨）

この規程は、一般社団法人大阪府断酒会(以下「府断」と称す)がインターネット上に提供するホームページ(以下「管理ホームページ」と称す)のコンテンツの企画及び管理ホームページの適正かつ効率的な運用について必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（定義）

この規程において「管理ホームページ」とは、「一般社団法人大阪府断酒会ホームページ」(URL: <https://fudanshu.com>、以下「府断ホームページ」と称す)並びに府断が使用契約を締結したレンタルサーバーを利用し、かつ府断が提供するドメインを使用して公開される断酒連合会(以下「連合会」と称す)及び地域断酒会(以下「地断」と称す)が運営するホームページ(個別には所属名を冠し、「〇〇連合会ホームページ」又は「△△断酒会」と称し、双方を併せて「地域ホームページ」と称す)を総称する。

## 第3条（管理ホームページの企画）

府断ホームページの内容等に関する企画は、府断ホームページ編集委員会が行い、地域ホームページの内容等に関する企画は当該連合会または当該地断が行う。

## 第4条（管理ホームページの掲載事項の基準）

管理ホームページの内容は、府断会員及び関係機関への情報提供並びに一般市民への酒害啓発を目的としたものに限定し、適切さ、正確さ及び新しさに配慮するものとする。この場合において、次に掲げる情報又は方法は、提供してはならない。

1. 人権を侵害する、又は侵害するおそれのある情報
2. 知的財産権を侵害する、又は侵害するおそれのある情報
3. プライバシーを侵害する、又は侵害するおそれのある情報
4. 個人若しくは特定の団体をひぼう若しくは中傷する、又はひぼう若しくは中傷するおそれのある情報
5. 前各号に掲げる情報の情報源へのアクセス方法

## 第5条（総括管理者）

管理ホームページによる適正な広報を確保するため、総括管理者を置く。

1. 総括管理者は、府断事務局長をもって充てる。
2. 総括管理者は、管理ホームページを管理するとともに、管理ホームページに係る外部との円滑な接触の確保及び府断内の連絡調整に当たるものとする。

## 第6条（責任者）

府断ホームページ及び地域ホームページを管理するため、それぞれ責任者を置く。

1. 府断ホームページは府断ホームページ編集委員長を、地域ホームページは各所属長をもって充てる。
2. 責任者は、問い合わせ先のメールアドレス等を明記することにより、当該ホームページの管理に責任を持つものとする。
3. 責任者は、第4条の規定に基づき情報内容を随時検討し、遵守されていないときは、必要な措置を講ずるものとする。
4. 責任者は、当該ホームページの、企画及び運用に関する必要な事項を定めるものとする。

## 第7条（運用担当者）

府断ホームページ及び地域ホームページの運用担当者を定める。

1. 府断ホームページの運用担当者には府断ホームページ編集委員会の各委員が当たり、当該ホームページの更新作業等を行うとともに、提供する情報内容に係る所属内及び外部からの照会に対し、総括管理者又は責任者と連絡をとり、適切に対応しなければならない。
2. 地域ホームページの運用担当者には当該断酒連合会又は当該地断で選任された所属会員が当たる。当該ホームページの更新作業等を行うとともに、提供する情報内容に係る所属内及び外部からの照会に対し、当該責任者と連絡をとり、適切に対応しなければならない。

#### 第8条(リンク依頼への対応)

1. 外部から要請による管理ホームページへのリンクの依頼については、断酒会活動と関連があり、かつ有益であると認められるものについて許可するものとする。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、許可しないものとする。

- ① 特定の企業等の営業に関する情報
- ② 第4条各号に掲げる情報又は方法に該当する内容を掲載している情報

2. 府断ホームページへのリンクの許可は、総括管理者が行う。
3. 地域ホームページへのリンクの許可は、各所属長が行い、実施後速やかにその旨を統括管理者へ報告するものとする。

#### 第9条(レンタルサーバー及び編集用ソフト)

1. 第2条に定めるレンタルサーバーの運用管理は、総括管理者及び府断責任者が行う。
2. レンタルサーバーの利用に際し、管理ホームページの編集用ソフトはWordPressを原則とする。WordPress以外のソフトを利用する場合は、事前に総括管理者と協議し、許可を得ることとする。
3. WordPressの使用に際し、有償のテーマ、またはプラグインを利用しないこととする

#### 第10条(費用負担)

管理ホームページの運用管理に係るレンタルサーバーの維持管理に係る費用はすべて府断において負担する。但し、地域ホームページ運営に際しサーバーへの接続に要する通信費、通信機器の維持管理費及び電気代等の費用は当該連合会または当該地断の負担とする。

#### 第11条(その他)

この規程の定め並びに別途定めるサイトポリシー及びプライバシーポリシーを遵守するほか、管理ホームページに関し必要な事項は、府断ホームページ編集委員会において協議、発案し、理事会の決議を経て、代表理事が定める。

#### 附則

1. この運営規程は、令和4年10月26日から施行する。